

○ 賃貸住宅は、改正後の保険業法施行規則第211条の2第1項第1号に規定する住宅関連長期火災保険の付保対象となるのか。

その建設、購入若しくは改良（これらに付随する土地又は借地権の取得を含む。）のための資金の全部又は一部として銀行等からの借入金が充当されている又は充当されることが確実である賃貸住宅（建物の全部を賃借人の居住の用に供するものをいう。以下同じ。）については、住宅関連長期火災保険の付保対象となる住宅に含まれると解されるが、当該保険の付保対象については、激変緩和の観点から段階的に拡大してきているところであり、当該賃貸住宅（事業の用に供することが明らかなものを除く。これについては、例えば、団体信用生命保険における取扱いが参考になる。）については、全面解禁の際に、当該保険の付保対象に含めることとしている（ただし、モニタリングの結果、必要があれば見直しを行うこととしている。）。

（参考）

住宅関連長期火災保険については、平成13年4月、個人向け住宅を付保対象として解禁。平成14年10月には、店舗併用住宅の一部を、本年12月には、店舗併用住宅全般を付保対象とすることとしている。

（注）店舗併用住宅には、建物所有者その他の賃借人でない者の居住の用に供する部分と賃借人の居住の用に供する部分とを有する建物が含まれる。